

富士見町立富士見中学校個人情報保護規定

富士見町立富士見中学校

1 個人情報の定義

「個人情報」とは個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

2 実施機関等の責務

学校において、ホームページの公開及び公的配布物(学校便り、学年・学級通信、その他学校名を含む配布物をいう)・研究資料等作成に当たっては、生徒及び関係者の個人情報の保護に努めなければならない。また、学校長は、ホームページ公開及び公的配布物・研究資料等の適正を図るため、個人情報の取り扱いに関する規程を定め、全職員に周知徹底する。また、個人情報取扱責任者(原則として教頭またはそれに代わる者)を置くものとする。

(私的配布物等において個人情報を発信することは厳禁とする)

(ホームページ等による情報の発信)

- 1 インターネットを利用した学校のホームページ公開においては、学校の公的名称を使用するものとする。
- 2 学校長は、ホームページにより情報の発信を行う場合は、本規定及び取扱マニュアルに基づいた適正な発信内容であることを事前に確認するものとする。
- 3 学校のホームページには、本規定及び取扱マニュアルを掲載し、情報発信がこれらの規程に基づいたものであることをホームページに明記するものとする。
- 4 学校のホームページに発信した情報の著作権については、その帰属先をホームページに明記するものとする。
- 5 公的配布物により情報の発信を行う場合は、本要綱及び取扱規程に基づいた適正な発信内容であることを事前に学校長または個人情報取扱責任者の確認を受けるものとする。

(個人情報の発信とその範囲)

- 1 インターネット等を利用した生徒及び関係者の個人情報の発信は、学校長が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないよう、必要な対策を講じなければならない。
- 2 生徒の個人情報を発信しようとするときは、本人及び保護者に対して、個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し、同意を得た上で、教師の指導のもとに発信するものとする。
- 3 学校のホームページ等に発信した個人情報について、本人若しくは保護者から、訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- 4 インターネット等で発信する生徒の個人情報の範囲は、次に定めるところによる。

一 氏名

原則として姓を用い、名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、姓名を使うことも可とする。ただし、学校長の許可する範囲のものとする。

二 意見等

生徒の意見等については、Web 上の掲示板などへ発信することは原則として不可とする。ただし教育上必要がある場合には、担当職員が学校長の許可を得た上で、発信を認めることとする。

三 写真

生徒の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。

ただし、相手が特定される電子メールにおいては、教育上の必要に応じて、個人写真を使うことができるが情報の漏洩を防ぐため秘密情報管理マニュアルの規定により発信すること。

四 住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報

これらは発信しないものとする。ただし、相手が特定される電子メールにおいては、必要に応じて、年齢、趣味・特技等を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。また、情報の漏洩を防ぐため秘密情報管理マニュアルの規定により発信すること。

(職員による指導の徹底)

- 1 職員は、ホームページ等の公開においても、また、その他のインターネット等を利用した教育活動を通して、他人の中傷をしないこと、著作権、肖像権、知的所有権に配慮することなど、ネットワーク等利用における基本的モラルやマナーについて十分に指導し、情報発信者としての自覚と責任について生徒が正しく理解できるように努めるものとする。
- 2 生徒が発信する情報は、原則として、教師(職員)の確認を経て発信することとする。
- 3 職員は、インターネット等の特性を考慮し、教育上不適切な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

(個人情報及びデータ等の保護)

- 1 学校長は、次に定めるところにより、個人情報及びデータの保護に努めるものとする。
 - 一 インターネットの接続環境に応じて、回線を通じた外部からの不正侵入を遮断する対策を講じる。
 - 二 コンピュータウイルス(コンピュータシステムの動作を妨害する目的でつくられたプログラム)の発見、駆除、予防に努める。
- 2 学校長は、コンピュータシステム若しくはデータの改ざん等の異常が認められたときは、直ちにインターネットの利用を中止し、諏訪地区広域ネットワーク管理者に報告しなければならない。

(ホームページの公開等の状況報告及び指導)

諏訪地区広域ネットワーク管理者は、ホームページの公開等の状況について学校長に報告を求め、必要に応じて指導を行うものとする。